

米軍人による道路交通法違反事件に対する抗議決議

平成29年5月26日午後11時12分頃、北谷町美浜の町道で米空軍嘉手納基地所属の兵長（24歳）が基準値の約2倍、6月3日午前1時30分頃、北谷町伊平の県道で米海兵隊キャンプ・シュワープ所属の二等兵曹（31歳）が基準値の約4倍の酒気を帯びた状態で乗用車を運転したとして、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いでいずれも本町内において現行犯逮捕されたとして防衛局より報告があった。

町外においても、5月29日午前1時15分頃、読谷村の国道58号線大湾交差点にて信号待ちの乗用車に衝突し、逃走する事件が発生した。その後、同村内の基地外居住の自宅にて米空軍嘉手納基地所属の軍曹（24歳）が道交法違反（救護義務違反）の容疑で逮捕され、基準値の約4倍の酒気が検知された。夜間外出時間規制である午前零時から5時までの時間帯の事件であり、リバティー制度にも違反している可能性がある。

在沖米軍は、飲酒の負の側面に関する講習を開催するなどして一定の教育訓練や飲酒禁止措置を行っているとしているが、飲酒事件は繰り返され、米軍内部の規制も組織統制も機能しているとは言えず看過できない。日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。また、基地内外での罰則の相違と合わせて規範意識が緩んでいるからこそ飲酒絡みの事件が後を絶たないといっても過言ではない。日米地位協定第16条にて「日本国の法令を尊重することが、合衆国軍隊の構成員および軍属や家族の義務」と定められており、協定違反の可能性もある。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を強化すること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施すること。
- 4 日本国の憲法・法令を尊重し米軍人・軍属に対する基地内外での基準や罰則を国内法に合致させるよう早急に改定すること。
- 5 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

平成29年6月13日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使 米太平洋軍司令官
在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 嘉手納基地第18航空団司令官
第3海兵遠征軍司令官 在沖米国総領事